

ECにおける会計上の評価規定を めぐって

保 永 昌 宏

目 次

I はじめに

II EC会社法草案

1. EC会社法修正草案の成立過程
2. EC会社法修正草案の内容
3. EC会社法修正草案における年度決算書の構成
4. EC会社法修正草案における評価規則
 - (1) 固定資産の評価
 - (2) 無形固定資産の評価
 - (3) 流動資産の評価

III EC理事会第4号指令

1. EC理事会指令の成立過程
2. EC理事会指令の内容
3. EC理事会第4号指令における評価規則
 - (1) 固定資産の評価
 - (2) 無形固定資産の評価
 - (3) 流動資産の評価

IV む す び

I はじめに

会計原則および会計方法の標準化ないし統一化を達成するための努力は、国内的、地域的および国際的なレベルで種々企図されている。

国内的レベルでのそれは、各国における国内法規定にともなうところの会計

の制度化のなかに見い出される。

地域的なレベルでのそれは、E Cにおけるヨーロッパ会社法制定への一連の作業にみられるし、国際的レベルでのそれは、国際会計基準委員会による国際会計基準 (IAS) の設定作業のなかにもその典型が見出されるであろう。

われわれは、かねてよりこれらに強い関心を抱いているが、本稿では、これらのなかから最近のE Cにおけるヨーロッパ会社法制定への状況ならびにそれともなうE C加盟国における国内法の調整に関するE C理事会指令第4号を取り上げて、それぞれに検討評価を試みようとするものである。

II E C会社法草案

1. E C会社法修正草案の成立過程

ヨーロッパ会社法¹⁾ (Statute for European companies) の制定にあたって、E C理事会は、会社法制定に関する委員会を設けた。委員会は、1966年1月に、オランダのロッテルダム大学のサンダース教授 (Prof. Sanders) に、ヨーロッパ会社法草案の起草を委嘱した。サンダース教授は、加盟国から協力者を得て、ヨーロッパ株式会社法準備草案を作成して委員会に提出した。委員会は、この会社法準備草案を基礎として1970年に至りヨーロッパ会社法草案を理事会に提出した。この草案はこれまでに種々展開されてきたところの「ヨーロッパ会社」の観念に対して初めて、具体的な輪郭を与えたことになり、それにはヨーロッパ会社の設立、運営、組織、解散、清算、合併に関する諸規定が設けられていた。

ヨーロッパ議会および経済社会評議会は、この草案に関する意見表明を行ない、委員会は、これらの意見を参考にしながら、1973年1月1日付をもって、英国、アイルランド、およびデンマークの3カ国が共同体に加盟することによって9カ国加盟のE Cへと拡大したのを契機に、草案に調整が施され、かつそれまでに寄せられた多数の事業団体や労働組合の意見などが考慮されて、1975年5月13日付で「ヨーロッパ会社法修正草案」²⁾ が提出され今日に至っている。

2. EC会社法修正草案の内容

ヨーロッパ会社法修正草案（以下単に修正草案という）は、第1章総則から第14章終結規定まで全体で284条から成っている。本稿では、これらの規定すべてを検討するのが目的ではないので、会計学上の視点から必要と思われる条項のみを取り上げることにする。

修正草案においては、先ずヨーロッパ会社（Societas Europaea、通常、SEと略称）の性格および設立に関して、次のように規定されている。

SEの性格は、商事会社とし、資本は、株式に分け、会社の債務に対する株主の責任は、出資の額を限度とする。そしてSEは、法人格を有し、加盟国は、本法規定に従い、国内法のもとにおける株式会社とすべての点で同一の権利を有するとしている（第1条）。

このような条件のもとで設立されるSEは、国内法のもとで設立された加盟国の株式会社の合併または持株会社の設立によって形成される。もちろん、少なくとも二つの会社は、異った国の法律に従っていることが前提であり、共同子会社（joint subsidiary company）を設立してSEとする場合にも同様である（第2条）。

SEは、ヨーロッパ会社の形態の子会社を設立することができる（第3条）。次に、資本金については、最低資本金の額を規定している。それによると、SEの資本金は、合併または持株会社設立の場合には、25万ユニット・オブ・アカウント（Unit of account, U. A と略称）³⁾、また、共同子会社設立の場合には、10万 U. A、SEによる子会社設立の場合には、10万 U. A をそれぞれ下ることはできない（第4条）。

資本金について修正草案は、上記のような形態を考えているので、それぞれの会社設立についての内容は、次のような規定になっている。先ず合併による設立の場合には、SE発起会社は清算せずに解散する。合併会社の株主には、SEの株式の割当を行い、ときには、発行株式の額面価額の10%を超えない均等支払金を支払うことがある（第21条第1項）。また、SEの開業貸借対照表および附属明細書は、決算貸借対照表および附属明細書とともにこの規定に従っ

て作成しなければならない(第22条 a)。そして複数の監査人が、会社設立書の原案を審査し、株主に合併比率に対して意見を報告しなければならない(第23条)。

さらに、持株会社による設立の場合については、S Eが持株会社として設立されるときには、発起会社の資本に対する全株式は、S E持株会社の株式と引換えて持株会社に帰属する。この場合には、発起会社は存続することになる(第29条)。また、監査に関しては、合併の場合と同様である(第31条)。

共同子会社を設立する場合には、共同子会社がS Eとして設立されるならば、合併による場合と同様に開業貸借対照表および附属明細書、監査人の報告書を作成しなければならない(第35条 a, b)。また、設立証書や定款が発起会社によって承認されなければならない(第36条)。

S Eによる子会社設立に関しては、S Eが子会社を設立する場合には、それがS Eであるならば共同子会社の場合とほぼ同様であるといえよう(第38条～第39条)。

上述したような形態でS Eが設立される場合に、払込みされる資本はどのような通貨単位になるのかについて、修正草案は、S Eの資本は、ヨーロッパ共同体の計算単位または加盟国の通貨で表示されるとしている(第40条第1項)。そしてS Eの資本は、株式に分け、金銭または現物出資で全額払い込まなければならない。減資の場合以外には、資本の払い戻しは行なわない(第40条第2項)。さらに、将来の資本増加や新株引受権および減資に関しても規定されている(第42条ないし第49条)。

さて、このような条件下で設立されたS Eの経営活動を評価するためには、年度決算書の作成を規定するところの会計規定が必要であることは言うまでもない。これらについて修正草案では、第6章で年度決算書に関して規定している。

3. E C会社法修正草案における年度決算書の構成

S Eの経営活動を評価・測定・報告するために必要な年度決算書を作成するための規定は、第6章第148条から第222条にわたっている。これらの諸規定

のなかから、必要に応じて各条項について検討を加えることにする。

まず、年度決算書は、貸借対照表、損益計算書、附属明細書および資金の源泉・運用表から構成されており、これらの書類は、全体が一つのものとなっている。年度決算書は、会社の資産、負債、財政状態および経営成果に関して、真実公正な概観 (a true fair view) を与えるものでなければならない。年度決算書は、資産の評価および決算書の作成に関して、以下のような規定に従って、明瞭かつ正確に作成しなければならない(第148条)。しかしながら、これら年度決算書類に関する規定は、信用の供与を業とする銀行または保険契約を業とする保険会社を目的とするS Eには適用しない。実際、そのような会社が経営されている加盟国の法律は、このような規定を既に適用しているからである(第149条)。

次に、貸借対照表、損益計算書および資金の源泉・運用表の様式については、特に、その表示のために採用した様式に関して、年々これを変更してはならない。この原則は、例外的場合にのみ変更を認めることができる。もし変更した場合には、その理由および説明を附属明細書に記載しておかなければならない(第149条a)。このように決算書類に関して、一定の様式を継続することが定められており、いわば様式上の継続性は、わが国における企業会計原則の一般原則のなかで述べている継続性の原則に相当するものであるといえよう。さらに、貸借対照表の表示様式としては、勘定式による表示(第153条)、報告式による表示(第154条)が示され、損益計算書の表示様式としては、それぞれ項目別に表示しなければならない(第168条~第171条)。また、貸借対照表および損益計算書の各項目には、前会計年度の数値を比較して示さなければならない。これは企業の業績の推移を明らかにするために有益であり、資産項目と負債項目の相殺ならびに収益項目と費用項目の相殺は認められない(第150条~第151条)。

以下、第3章第171条ないし第189条では、評価規則が定められており、第4章第190条ないし第194条では、附属明細書に関して規定されている。第195条では、営業報告書 (annual report) の内容が、また、第196条ないし第202条では、

グループ計算書（連結計算書）が規定されている。第203条ないし第210条では監査が、第211条ないし第219条にわたっては、年度決算書および営業報告書の承認と利益処分および公示に関して規定されている。そして、第220条ないし第222条では、年度決算書および営業報告書に関する訴訟手続が規定されている。

4. EC会社法修正草案における評価規則

会計上の評価問題は、企業の損益算定と深い関わりをもっているのでとりわけ重要である。修正草案においても、評価規則は、第179条ないし第189条にわたって規定されている。まず、評価の一般原則としては、次のように定められている。

年度決算書のための評価項目に関しては、以下のような一般原則が適用される。

- (a) 会社は、経営活動を継続することを前提とすべきである。
- (b) 評価方法は、会計年度毎に変更すべきではない。
- (c) あらゆる場合に慎重の原則 (principle of prudence) に従うべきである。これは、とりわけ次のような意味を有す。
 - (i) 貸借対照表日現在において、稼得された利益だけを計上すべきである。すなわち、損益計算書には、貸借対照表日における予測可能な状況のすべてを計上することではない。
 - (ii) 貸借対照表日以後まで明らかにならないが、貸借対照表作成以前に認識されるものは、年度決算書に関わる年度の原因によって発生したものであるならば、損益計算書には、いかなる損失も計上すべきである。
 - (iii) 営業年度に利益または損失が計上されると否とにかかわらず、損益計算書には、減価償却費を計上しなければならない。
- (d) 収支の授受された日にかかわらず、損益計算書は、年度決算書に関わる会計年度に帰属する収支を計上すべきである。
- (e) 資産側および負債側に示される項目は、区分して評価しなければならない。
- (f) ある会計年度の開始貸借対照表は、前会計年度の決算貸借対照表と一致

していなければならない(第179条)。

これらの一般原則からの逸脱は、例外的な場合には許される。それらの逸脱については、その理由の説明とともに、資産、負債、財政状態および営業成績に関する影響の評価を附属明細書に記載すべきである(第179条第2項)。

以上のような一般原則のもとで個別の評価規則が定められており、第180条においては、購入価格(purchase price)の原則(取得原価主義)による評価を定めている。すなわち、年度決算書に表示する評価項目は、購入価格に基づいて、第182条ないし第189条が適用される(第180条)。

修正草案においても、第180条の規定のように、原則としては、伝統的会計として容認されてきた取得原価主義会計を基準としながらも、第181条以降において、現実の経済社会における価格変動を取り入れた会計実践をも考慮しようとしている点に注目しなければならない。すなわち、第181条では、取替価値(replacement value)⁴⁾または現在価値(present value)を考慮に入れたその他の方法を基準とした評価方法を規定している。

(1) 第180条の規定(購入価格の原則)にかかわらず、評価は、次のような結果をもたらすであろう。すなわち、

(a) 有限耐用年数の有形固定資産および棚卸資産に対する取替価値基準について。

(b) 有形固定資産、資本参加およびその他の財務資産、そして棚卸資産に現在価値を考慮するために(a)のもとで規定された以外の方法について。

これらの方法のうちいずれかが用いられている場合には、これらに関する表示は、附属明細書、貸借対照表および損益計算書に適切な項目で明記し、かつ評価に用いた方法を公表しなければならない。

(2) 上記の第1項を適用したときには、取替価値または上述したその他の方法による評価額と第180条の規定した一般規定の基準に基づく評価額との差額は、将来の租税額があればそれを分離控除後に、貸方側に再評価準備金(Revaluation Reserve)の項目で表示しなければならない。再評価準備金は、有形固定資産準備金、資本参加およびその他財務資産準備金、および棚卸資産準備

金に細分しなければならない。

(3) 再評価準備金は、第41条の規定に従い資本に組入れすることができる。

(4) 再評価準備金は、企業実体を維持する目的のために、もはや必要でなくなった場合には取崩しをしなければならない。当該金額については、その会計年度の損益に加算しなければならない。これらは損益計算書に、区分して表示しなければならない。

(5) 上記(3)および(4)で規定した以外の再評価準備金は、取崩してはならない。

(6) 減価償却および減価償却引当金は、当該会計年度の評価基準に基づいて、毎年、計算しなければならない(第181条)。

購入価格(取得原価)に対して取替価値またはその他の方法によって評価した場合に生ずる評価額との差額、すなわち評価差額は、第41条の規定(資本の増加は準備金の資本組入れによっても行なわれる)に従い資本に組入れ可能である。これはあくまでも資本とみなされており、評価益などというような思考ではないことに注意しておかなければならない。そして、再評価準備金は、あくまでも価格変動に対応して、企業実体を維持することを目的として設定が認められているのであり、このような目的が必要でなくなった場合には、取崩しを行うべきであるとしている⁵⁾。

上述のように、購入価格(取得原価)を原則としながらも、取替価値または現在価値による方法を容認し、評価差額を再評価準備金として計上することにより、いわば、価格変動による実体資本の目減りを防止しようという思考がみられる。われわれは、次に、個別に、固定資産、無形固定資産および流動資産に関する評価項目について検討することにした。

(1) 固定資産の評価

(a) 固定資産項目は、次の(b)および(c)の規定にかかわらず、購入価格または製造原価で評価しなければならない。

(b) 時間的に限られた運転耐用年数の固定資産の購入価格または製造原価は、正規のかつ適切なる会計原則に一致している償却率で減価償却しなければ

ならない。

(c) 資本参加およびその他の財務資産が貸借対照表日現在に付される最低価格で評価されるので、減価償却引当金は、資本参加およびその他の財務資産に関して計上される。

固定資産項目については、耐用年数が限られていると否とにかかわらず、価値の減少が恒常的であると予測される場合には、貸借対照表日現在で付される最低価格で評価して減価償却しなければならない。

上記(c)項に関わる減価償却および減価償却引当金は、損益計算書または附属明細書に区分して表示しなければならない。

(c)項で規定した最低価格による評価は、価値修正 (value adjustments) の理由が適用されなくなった場合には、継続することができない。

固定資産の製造に関わる財務上の借入資本利子は、その製造期間に帰属する範囲に応じて製造原価に加算される。資産としてのこのような利子の算入は、附属明細書に記載しなければならない (第182条)。

上記のように、固定資産の評価に関しても既述した一般原則に規定された購入価格または製造原価を基準とした取得原価主義である。そしていわば保守主義 (conservatism) 思考の実践とも考えられる最低価格による評価、それにとりもなう価値修正額の計上というすぐれて実践的傾向の強い規定であると解することができる。

(2) 無形固定資産の評価

資産として購入された無形固定資産は、適切な評価に基づいた有用な経済的耐用年数の期間で償却しなければならない。

研究開発費の償却および取得した営業権の償却は、5年以上にわたって行なわれる (第183条)。

(3) 流動資産の評価

(a) 流動資産項目は、購入価格または製造原価で評価しなければならない。また、貸借対照表日現在における最低価格で評価される。

購入価格および製造原価の定義づけは、前記の第182条第2項ないし第4項

に規定されているものを適用する（第186条第1項・第2項）。

流動資産項目についても、既述のように取得原価を基準とし、低価主義を適用し、決算日現在における最低価格をもって評価額とする。ただし、棚卸資産については、同種類の棚卸資産の購入価格または製造原価は、加重平均価格基準、または、先入先出法、後入先出法またはそれらに類似の方法のいずれかで計算することができる。採用した方法によって貸借対照表項目の評価額が、購入価格基準に基づいた評価額とかなり異なる場合には、その差額は、附属明細書に表示しなければならない（第187条）。

以上のように、修正草案における年度決算書に関わる会計上の評価を中心に、各条文に従って、その特質を概観してきた。

本修正草案が、ヨーロッパ会社法として公布されるためには、まだ相当の時間を要すると思われる。そこで次に、各加盟国の国内法を調整するという見地から、いわゆる理事会指令として公表されているところの第4号指令について検討することにした。

注 1) Bulletin of the European Communities Supplement 4/75, Proposal for a Council regulation on the Statute for European companies, (Amended proposal presented by the Commission to the Council on 13 May 1975, pursuant to the second paragraph of Article 149 of the EEC Treaty)

以下、本稿で引用したEC会社法修正草案の原文は、いずれも上記の英語版の文献による。

2) 1975年の「ヨーロッパ会社法修正草案」について、法学者の立場からこれを紹介した文献に、中村真澄稿「ヨーロッパ会社法の新展開」—1975年新法案による欧州会社の組織—（上・中・下）世界経済評論，Vol. 21. No. 9, No. 11, No. 12. がある。なお、1970年の原初「ヨーロッパ会社法草案」の第6章計算規定については、次のような詳細な紹介・解説がある。森川八洲男稿「ヨーロッパ株式会社法草案」の計算規定について、会計，第104巻第3号～第5号，森山書店。

また、ECの会社法の統一という視点から、会社法の統一作業の進展状況および国内会社法の調整に関する進行状況の簡潔な紹介として、森本滋稿「ヨーロッパ経済共同体における会社法の統一」旬刊商事法務，53.5.15. 春季合併特大号，pp. 30～34 がある。

3) 修正草案においては、UA (Unit of account) と表示されているが、第4号指令では、EUA (European unit of account) と表示されており、現在は、一般に

EUA と呼称されている。EUA は、欧州の計算単位であり、1975年3月18日の定例会議で採択決議され「欧州計算単位」となった。EUA の価値は、1 EUA が 1.20635ドルに相当し、純金量で表示すると 0.88867088 グラムになる。なお、中小規模会社に対して簡易年度決算書の作成や一部非公開が認められている。小規模会社①総資産 100 万 EUA 以下、②売上高 200 万 EUA 以下、③期中平均従業員 50 人以下、中規模会社①総資産 400 万 EUA 以下、②売上高 800 万 EUA 以下、③期中平均従業員 250 人以下、いずれも上記条件のうち 2 つを満たす会社をいう。(第11条および第27条)

- 4) 取替価値会計は、オランダの誇る電器メーカーであるフィリップス社において実践されていることで知られている。Philips Annual Report 1978. によると評価原則として次のように記されている。設備等有形固定資産および棚卸資産の評価は、取替価値に基づいている。取替価値は、当該資産の機能およびそれが使用される場所を十分考慮し、かつ技術的進歩をも考慮して決定される。取替価値を計算するためには、個別資産の現在価格が用いられる。それが不可能な場合には、その価格水準の変動が、同様の影響を受けて決定されるような種類の資産の指数が使用される。

取替価値の変化は、繰延税額の控除後に、再評価剰余金に対して直接、貸方に記入されるかまたは借方に記入される。

設備等有形固定資産および減価償却は、取替価値または企業に対する価値のうち、いずれか低い方で評価されている。

仕掛品を含む棚卸資産は、取替価値または見積実現可能価値のうち、いずれか低い方で評価されている。Philips Annual Report 1978. pp.40~41. 参照。

- 5) 戦後、わが国において激しいインフレーションの後仕末として、資産再評価法に基き、昭和25年から29年までの間に3回にわたって、主として償却資産を再評価することによって計上された評価差額—再評価積立金があった。資産再評価によって生じた再評価積立金は、逐次、資本金への無償組入れを行って資本となったが、それまでに資本金に組入れされなかった再評価積立金は、昭和48年3月末で、残額はすべて法定準備金に組入れられた。先般、第4次資産再評価に関して論議されたが、景気停滞の長期化ないし成長減速化という状況下で立ち消えとなった。したがって、ここにいう再評価準備金とわが国で実施された再評価に伴う再評価積立金とは、その性格を異にするといえよう。

III EC理事会第4号指令

1. EC理事会指令の成立過程

ヨーロッパ経済共同体 (European Economic Community) を創設するために、

ローマ条約第54条第3項g (Treaty establishing the European Economic Community, signed in Rome on 25 March 1957) によると、加盟国の利害の平等性を保障することを目的として、域内の会社の株主、社員、第三者(債権者、従業員)の利益を保護するために会社規定の調整を義務づけている¹⁾。

EC (European Community) においては、理事会 (Council) と委員会 (Commission) とが任務を全うするという規定になっており、そのために、ローマ条約第189条の規定に従って、規則 (regulation) の制定、指令 (directive) の発布、決定 (decision) および勧告 (recommendations) ないし意見 (opinions) の表明が行なわれる²⁾。すなわち、

規則は、すべての要素について共同体全域において効力を有し、共同体官報に公表されることによって生ずるその効力は、加盟国に対してのみならず、その内部の国民に対しても及ぶ。したがって、国内法と同じ拘束力(直接的効力)を有するいわば共同体法である。

指令は、加盟国あてに出されるもので、その目標に対しては拘束力を有するが、それを実現するために執られる形式・手段については国内機関に委せられている。

決定は、個々の事例に関するもので、加盟国あてのものと同自然人、法人あてのものがある。

勧告および意見は、拘束力をもっていない。

さて、理事会と委員会の任務区分に関して、共同体の立法機関は、例外的ないくつかの場合を除いては、理事会である。委員会は、提案権を有しているので、理事会は委員会の提案なくしてはほとんどすべての事項について決定権を行使することはできない。立法の発議をし、予備的な調査を行ない、立法審議の条件を定めるのは、委員会に帰属する権限である。したがって、理事会が委員会の発議を無視したり、さらにその発議権を侵害しようとするのを防止するために規定が設けられており、理事会側から委員会に一定の提案をなすように「促す」という慣行が重要となる。それは、理事会側が一定の内容をもった提案は、議決採択を保証するという意図を表明したものであるといわれている³⁾。

かくして、これまでにE C加盟国における国内法の調整に関する理事会指令(指令案を含む)は、以下のような主題のもとに公表されている。

- 第1号「重要文書、情報、特に年度決算書の公開、会社が負う義務の効力および資本会社の無効」1968. 3. 9 (採択)
- 第2号「会社設立、資本維持、増資と減資」1976. 12. 13 (採択)
- 第3号「会社の加盟国内での合併」1978. 10. 9 (採択)
- 第4号「特定の会社形態の年度決算書」1978. 7. 25 (採択)
- 第5号「株式会社の構造および諸機関の権利・義務」1972. 9. 27 (理事会に付託) 1975年に追補
- 第6号「付加価値税の共通制度」1977. 5. 17 (採択)
- 第7号「連結決算書」1976. 5. 4 (理事会に付託)
- 第8号「会社決算書監査のための責任ある監査人の承認」1978. 4. 24 (理事会に付託)

これら諸指令のうち、本稿では、E C会社法修正草案における会計上の評価規定との関連という視点から、第4号指令「特定の会社形態の年度決算書」⁴⁾(以下、単に第4号指令という)を取り上げ、先に修正草案で行ったと同様に、第4号指令における年度決算書における評価規則について検討を加えることにしたい。

2. E C理事会第4号指令の内容

第4号指令は、1978年7月25日付で、理事会で採択されたが、その原案である草案は、1971年11月10日付で「有限責任会社の年度決算書に関する第4号指令案」として出された。しかしながら、1973年1月1日付で9カ国加盟の拡大E Cの成立などによって、1974年2月16日付で「有限責任会社の年度決算書に関する国内法の調整のための第4号修正指令案」となって公表されていた。これを一部修正して、1978年7月25日付で、理事会で採択したのが第4号指令である。これにより加盟国は、第4号指令が通告された後2年以内にその受入れのために必要な国内法の整備を行ない、それから18カ月間の猶予期間を経て実施することになった⁵⁾。

第4号指令は、このような経緯を経て確定したが、その全体の構成は、第1章「総則」から第12章「終結規定」まで全12章62条から成っている。本稿では、このうち第7章の評価規定を中心に取り上げる。以下、ちなみに全体の構成を示せば、次の通り。

第1章 総則

第2章 貸借対照表および損益計算書に関する総則

第3章 貸借対照表の様式

第4章 貸借対照表の特定項目に関する特別規定

第5章 損益計算書の様式

第6章 損益計算書の特定項目に関する特別規定

第7章 評価規則

第8章 決算書附属明細書の内容

第9章 営業報告書の内容

第10章 公示

第11章 監査

第12章 終結規定⁶⁾

第4号指令は、第1条で本指令が適用される範囲を明らかにしている。それによると、西ドイツ、ベルギ、デンマーク、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダおよび英国の加盟9カ国の株式会社、株式合資会社、公会社 (public companies limited by shares or by guarantee) および私会社 (private companies limited by shares or by guarantee) に適用される。しかし、加盟国は、その後の調整が行なわれるまで、本指令の諸規定を銀行およびその他の金融機関または保険会社には適用する必要がない。

次に、第1章の総則においては、年度決算書は、貸借対照表、損益計算書および附属明細書からなると規定されている。これらの書類は、本指令の規定に従って明瞭に作成しなければならない。年度決算書は、会社の資産、負債、財政状態および損益について、真実かつ公正な概観 (a true and fair view) を与えなければならない。しかし、本指令の規定の適用だけでは真実かつ公正な概

観を与えるのが十分でないような場合には、追加情報を提供しなければならない。また例外的な場合に、本指令の規定を適用することが、真実かつ公正な概観を与えることを定めた義務に反するならば、真実かつ公正な概観を与えるために、当該規定から離脱しなければならない。そのような場合には、附属明細書にその旨、理由、資産、負債、財政状態および損益の影響を開示しなければならない。そして、加盟国は、本指令に従って開示しなければならない年度決算に加えてその他の情報を開示することを認可または要請することができる。

このような総則規定に関連して、注目すべき点は、年度決算書の構成が定められていること、およびイギリス会社法（1948年会社法第149条および1967年会社法第2付則）の計算書類様式と内容に関する一般規定として定められている会社の貸借対照表は、会計年度末の財政状態の真実かつ公正な概観を与えなければならない、ならびに損益計算書は、会計年度間の損益の真実かつ公正な概観を与えなければならない、という規定が取入れられている点である。

本指令は、このような総則規定のもとに、評価規則が第7章第31条ないし第41条にわたって規定されている。そこで、次に、これらの評価規則の内容を明らかにしよう。

3. EC理事会第4号指令における評価規則

加盟国は、次のような一般原則に従って、年度決算書の諸項目を評価することを確実に行なわなければならない。

(a) 会社は、継続企業 (a going concern) として事業を遂行するものと仮定しなければならない。

(b) 評価方法は、毎会計年度、継続して適用しなければならない。

(c) 評価は、慎重の基準 (a prudent basis) に基づかなければならない。そして、特に、

(1) 貸借対照表日現在に実現した利益だけが計上される。

(2) 決算書には、予測可能なすべての負債および当会計年度または前期に起因する潜在的損失は、仮にそのような負債または損失が貸借対照表日および貸借対照表を作成する間だけ明らかになったとしても考慮しなければならない

ない。

(3) 決算書には、会計年度の成果が損失または利益のいずれにせよ減価償却のすべてを考慮しなければならない。

(d) 決算書には、会計年度に関わる収益および費用について、収益または費用の授受の日にかかわらず考慮しなければならない。

(e) 資産および負債項目は、個別に評価しなければならない。

(f) 各会計年度の開始貸借対照表は、前期の決算貸借対照表と一致しなければならない。

これらの一般原則からの離脱は、特別な場合にだけ認められる。どのような離脱の場合でも、附属明細書および資産、負債、財政状態および損益に対するその影響の程度とともに、その理由を開示しなければならない(第31条)。

上記のように、一般原則では、①継続企業概念、②評価方法の継続性、③評価慎重の原則(保守主義の原則)、④発生主義の原則、⑤資産・負債項目個別評価の原則、⑥貸借対照表同一性の原則、の6つが掲げられている。しかしながら、評価の一般原則という視点からみる場合には、継続企業概念(a going concern)をここに提示することに対しては、いささか疑問を感じざるをえない。周知のように、現代企業は、その特質の一つとして企業規模が巨大化し、資本が固定化する傾向にあって、企業が社会的制度として維持・継続することを要請されている状況にあるとみなされるならば、継続企業概念は、現代企業の経営に際しては、むしろ前提条件の一つであると理解されるであろう。また、現代の企業会計論を展開するうえにおいても、基本的前提、コンヴェンションないし会計公準を形成する内容であるとみられているからである⁷⁾。

さて、既述したE C会社法修正草案における評価の一般原則に呼応する第4号指令における評価規則であってみれば、以下の条項に盛り込まれている内容を知ることによって、修正草案を理解し解釈するためにいっそう有益であると思われる。

本指令においては、修正草案の規定を受けて、年度決算書に表示する項目は、購入価格または製造原価の原則に基づいて、以下の第34条ないし第42条に

よって評価しなければならないと規定されている（第32条）。

ここにおいても、評価原則は、いわゆる取得原価主義が基本原則として採用されている。こうした基本的認識にたちながら、加盟国は、その後の調整中においては、第32条から離脱して、会社のすべてまたはいかなる種類の会社に対しても許可または要請するための権限を留保することができるということを委員会に対して宣言することができる（第33条）。

具体的には、次のように規定している。

(a) 有限な経済的耐用年数の有形固定資産および棚卸資産に対して取替価値法 (replacement value method) による評価。

(b) 資本および準備金を含む年度決算書に表示される項目に対して、インフレーションを考慮した(a)以外の方法による評価。

(c) 有形固定資産および財務固定資産の再評価。

国内法で、上記のような(a)、(b)および(c)に示されているような評価方法を規定した場合には、その内容および限界ならびにその適用のための規則を定めておかなければならない（第33条第1項）。

さて、上記(a)、(b)および(c)のような評価方法が適用された場合には、そこで用いた方法による評価額と第32条に基づいた一般規則に従った評価額との差額は、貸方側の再評価準備金 (revaluation reserve) に記入しなければならない。税務目的に対するこの項目の取扱いは、貸借対照表または附属明細書のいずれかで説明しなければならない（第33条第2項）。

購入価格または製造原価の原則（取得原価主義）に基づいた評価額と取替価値法に基づく評価額との差額は、再評価準備金として表示されるが、ここにいう再評価準備金とは、いかなる性格のものであろうか。本指令では、次のようにその取扱いを定めている。

(i) 再評価準備金は、いつでも全部またはその一部を資本に組入れすることができる（同条第2項(b)）。

(ii) 再評価準備金は、用いられた評価方法の履行およびその目的達成のために、もはや必要でなくなった場合には、振替えた金額を限度として取崩しをし

なければならない(同条第2項(c))。

(v) 再評価準備金は、実際に実現利益に相当するまでは、その一部を直接にも間接にも分配することはできない(同条第2項(c))。

上記、(i)および(iv)で規定した以外には、再評価準備金を取崩すことはできない(同条第2項(d))。

価値修正額(value adjustments)については、当該会計年度に採用した価値の基準に基づいて毎会計年度に計算しなければならない(同条第3項)。

価値修正額の計上に関しては、以下の固定資産および流動資産の条項で説明されている。

(1) 固定資産の評価

1. 固定資産は、購入価格または製造原価で評価しなければならない。

限られた経済的耐用年数の固定資産の購入価格または製造原価は、資産の経済的耐用年数にわたって、組織的に償却するために計算された価値修正額を減額しなければならない。

(a) 価値修正額は、財務固定資産に関して、貸借対照表日現在それに付される、より低い価格で評価し計上しなければならない。

(b) 価値修正額は、固定資産に関して、経済的耐用年数が有限であると否とにかかわらず、その価値の減少が永続的であると予測されるときには、貸借対照表日現在それに付される、より低い価格で評価し計上しなければならない。

(c) 上記(a)および(b)の価値修正額は、損益計算書に計上しなければならない。

また、それが損益計算書に区分表示されない場合には、附属明細書に区分して開示しなければならない。

(d) (a)および(b)に規定された、より低い価格の評価は、価値修正額を計上する理由がなくなった場合には、継続することはできない。

(e) 固定資産が税務目的だけで例外的価値修正の主因になっている場合には、その修正額およびそれを行った理由を附属明細書に表示しなければならない(第35条第1項)。

2. 固定資産の購入価格は、支払価格に付随費用を加算して計算しなければならない。
3. (a) 固定資産の製造原価は、原材料および消耗品の購入価格に、当該製品に直接起因する原価を加算して計算しなければならない。
(b) 当該製品に間接的にのみ起因する原価の合理的配分は、それが製造期間に結びつく範囲で、製造原価に加算することができる。
4. 固定資産の製造のために融資された借入資本の利子は、それが製造期間に結びつく範囲で製造原価に含めることができる。その場合には、そのような利子が“資産”に含んでいることを附属明細書において開示しなければならない(第35条第2項~第4項)。

上記のように規定された固定資産に関する評価は、原則として購入価格(取得原価主義)または製造原価を基準としたものである。これは、評価の一般原則として規定されている考えと軌を一にする思考である。しかしながら、固定資産の減価が永続的であると予測される場合には、価値修正を行なうこと、ならびに、財務固定資産についても、より低い価格で評価するために価値修正が認められている⁸⁾。このような評価原則は、結局、価格変動に対応する会計思考が展開されているといえよう。

(2) 無形固定資産の評価

研究・開発費については、第34条の規定を適用する。ただし、例外的な場合には、同条の規定を適用しなくてもよい。その場合には、理由を附属明細書に開示しなければならない(第37条第1項)。

営業権についても、第34条第1項(a)を適用する。しかしながら、加盟国は、5年を超える期間にわたって組織的に償却することを認めている。ただし、この期間が当該資産の経済的耐用年数を超えてはならない。この場合にも、理由を附属明細書に開示しなければならない(第37条第2項)。

本指令では、研究・開発費が無形固定資産として取扱われているが、EC会社法修正草案および第4号指令においては、貸借対照表の様式上で繰延資産という区分を行っていない。第4号指令においては、第3章で貸借対照表、第

5章損益計算書の区分表示のひな形が規定されているが本稿では直接言及しないことにする。

(3) 流動資産の評価

(a) 流動資産は、次の(b)および(c)の権利を侵害することなしに、購入価格または製造原価で評価しなければならない。

(b) 価値修正額は、流動資産をより低い市場価格で表示するか、特別の事情ある場合には、貸借対照表日現在に付される他の、より低い価格で計上しなければならない。

(c) 加盟国は、合理的な商人の査定に基づいて、これら項目の評価額を価格変動によって近い将来に修正することの必要がないようにするならば、例外的価値修正額を許容する。これらの価値修正額は、損益計算書または附属明細書に区分して開示しなければならない。

(d) 上記の(b)および(c)に規定された低価評価は、価値修正額を計上する理由がなくなった場合には、継続することはできない。

(e) 流動資産が税務目的だけで、例外的価値修正の主因になっている場合には、その修正額およびそれを行った理由を附属明細書に開示しなければならない(第39条第1項(a)~(e))。

流動資産に関する評価も、一般原則および固定資産の評価と同様、購入価格または製造原価で評価すべきことが定められており、ここでも取得原価主義が原則となっている。しかしながら、低価評価法を採用することによって、価値修正額を計上しなければならない。これらは、慎重の原則ないし保守主義(conservatism)の原則を実践することを要請したものといえるだろう。

注 1) Treaty establishing the European Economic Community, Article 54 (3) (g).

2) Treaty establishing the European Economic Community, Article 189.

3) ピエール・ペスカトル著、小田滋監修、大谷良雄・最上敏樹訳「EC法」～ヨーロッパ統合の法構造～有斐閣、昭和54年、p.75 参照。

4) 以下の参照した条項はいずれも、Forth Council Directive of 25 July 1978, based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies (78/660/EEC), Article 55, Official Journal of the European Communities, No. L 222/11~31, 14.8.78 による。

5) Fourth Council Directive of 25 July 1978, based on Article 54 (3)(g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies (78/660/EEC), Article 55. Official Journal of European Communities, No. L 222/29. 14.8.78.

6) Fourth Council Directive of 25 July 1978, based on Article 54 (3)(g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies (78/660/EEC), Official Journal of European Communities, No. L 222/11~31. 14.8.78.

第4号指令の全般にわたって、紹介、論攻したものとして、森川八洲男稿「ECにおける会計基準の形成」～特に第4号指令“特定の会社形態の年度決算書”をめぐって～会計、第115巻第1号～第2号、を参照。

上記以外にも第4号指令に関連したものとして、黒田全紀稿「ECにおける社会会計報告」～理事会指令第4号～、企業会計、Vol. 31 No. 4, 野村健太郎稿「数次のヨーロッパ指令管見」～第IV次指令を中心に～産業経理、Vol. 39 No. 1, 斉藤昭雄稿「会計制度の国際的統一化の一面」～EC第4号指令の発効に寄せて～産業経理、Vol. 39 No. 2 などがある。

7) Paton, W. A. Accounting Theory, 1922, reprinted 1973. Scholers Book Co. p. 478.

Gilman, S. Accounting Concepts of Profit, The Ronald Press Co, p. 205.

8) ここにいう価値修正は、フランスの会計学でいう「減価引当金」(Provisions pour dépréciation)に相当するものであると考えられる。減価引当金は、わが国の減価償却引当金とは別個のもので、次の四種類が計上される。①非償却性固定資産減価引当金、②棚卸資産減価引当金、③債権減価引当金、④有価証券減価引当金。

詳しくは、次の文献を参照されたい。森川八洲男稿「引当金の動向」会計第99巻第5号、pp. 59~74, 青木脩著「新版フランス会計学」財経詳報社、昭和47年、p. 152.

IV む す び

ヨーロッパ商事会社を創設する必要性からEC委員会は、サンダース教授にヨーロッパ会社法の前案作成を委嘱し、これを受けてサンダース教授を中心としたグループは、「ヨーロッパ会社法準備草案」を作成し委員会に提出した。委員会は、これを基礎にして、1970年6月30日付で「ヨーロッパ会社法草案」

を理事会に提出したが、その後、拡大E Cの成立にともない諸般の事情を考慮して、委員会は、1975年5月13日付で「ヨーロッパ会社法修正草案」を理事会に提出し、今日に至っていることは周知のことである。

修正草案が提出されてからも、既に4年の年月が経過しているが、これが確定法になる時期の予測は難しいが、加盟国内の会社法等関連法規の調整をはかるべく、第4号指令は、1978年7月25日付で理事会で決議採択されて確定した。実質的に加盟国では、第4号指令が確定したことにより、第4号指令の規定に従って、国内法を調整しなければならなくなった。本指令は、加盟国に対して1978年7月31日付で通告されている¹⁾ので、加盟国は、本指令第55条第1項～第2項の規定に従い、2年間(1980年8月1日迄)の準備期間内に、国内法の改正に着手し、さらに18カ月間の猶予期間経過後(1982年2月1日以降)には、これを実施しなければならない。このように既にタイム・リミットが定められており、加盟国は、速やかに国内法の改正を進めなければならない。

修正草案にしろ第4号指令にしても、これが形成されるまでには、相当の年月を要しており、その間に、加盟各国の会計実務や法制度が、かなり反映したのものとなっているのは事実である。たとえば、「真実かつ公正な概観」という概念は、職業会計士の業務が進んでいるイギリスの実務慣行が反映したものであろうし、「取替価値」概念の採用は、オランダの会計思考と実務が参酌されたものであろう。価値修正額の計上に関しては、フランスの減価引当金なる概念が導入されたものと思われる。また、「ヨーロッパ会社法修正草案」全体からは、ドイツの株式法を原型として多くの影響を受けていると思われる。

このように加盟各国の会計理論や会計実務ないしは法制度が取入れられているとはいえ、加盟国間の会計に対するこれまでの伝統、慣習、思想、実務、法規定等には、相違がみられるので、第4号指令の規定に従い、国内法の改正が必要となるのである。

これらの事態に対応して、ベルギーでは、「企業の会計および年度決算書に関する法律」(1975年)ならびに「企業の年度決算書に関する国王令」(1976年)が成立しており、いずれも第4号指令を参酌した内容のものである²⁾といわれ

ている。また、フランスでも近く1957年プラン・コンタブルを改正して「改訂プラン・コンタブル」³⁾が公表される予定であるといわれており、これが内容にも第4号指令が影響を与えるものと思われる。

いずれにしても、加盟各国では国内法の改正作業を行なわなければならない、その様式や方法については、各国に委されているとはいえ、第4号指令で定めた期限内にこれらの作業がスムーズに完了するか否か注目して行きたいと思う。

最後に、本稿では直接言及することを目的とはしていなかったが、ヨーロッパ会社における連結会計の規定がある。ヨーロッパ会社法修正草案においては、第6章第196条ないし第202条にわたって、連結計算書類の作成が規定されている。これに対して、委員会は、理事会に対して、第7号指令(案)「グループ計算書」を提出している⁴⁾。また、国際会計基準委員会は、国際会計基準第3号で連結財務諸表を定めている⁵⁾。わが国においても、昭和52年4月に至り連結財務諸表が制度化されて、ようやく国際的レベルで財務諸表の比較検討がし易くなってきた。これらの連結会計に関わる諸問題については、別の機会に検討したいと思う。

注 1) 黒田全紀稿「E Cにおける会社会計報告」～理事会指令第4号～企業会計 Vol. 31, No. 4. p.80 参照。

2) 齊藤昭雄稿「E C諸国の会計制度の調和に関する若干の考察・ベルギーにおける新しい会計制度の展開に関連して」産業経理第38巻第1号, pp. 64~69.

3) 森川八洲男稿「フランス会計原則の改訂問題」～特に新財務諸表の体系と様式について～産業経理第38巻第12号, pp. 42~52.

4) Bulletin of the European Communities Supplement 9/76 Proposal for a seventh Directive pursuant to Article 54 (3)(g) of the EEC Treaty concerning group accounts (submitted to the Council by the Commission on May 1976)

5) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 3 Consolidated Financial Statements, 1976.

(昭和54年10月)